

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）

（人事課）

### 一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正を踏まえ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大等をするための改正

### 二 内容

- (一) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大
- (二) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和
- (三) 児童福祉法の改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日（ただし、二(三)については、平成二十九年四月一日）